

世界最高の特許庁を目指して

京都大学 産官学連携本部 宗定 勇

抄録

ヒトは、文明と文化によって人間社会生活を営む。労働を含む資源の投入により価値の最適生産・分配を図る社会システムを文明だとして、その労働を担うヒトが生きるための価値観を文化とするならば、今、ヒトは、人類史上初めて、資源、環境、人口という人類全体にかかわる問題に直面している。何故そうなったのか？ 15、6世紀以降、諸文明の中で西欧文明だけが突出した発展を遂げ、今や全世界に西欧文明の文明システムが広がることによってこの過度とも言える高度文明が人類問題を引き起こして来たと思われる。

個の力を最大限に引き出し、それを社会全体の力に転換するという西欧文明だけが発明した社会システムの中に特許制度が存在し、発展して来た。世界一の特許庁を目指すJPOが、人類の知恵である特許制度を活用して、人類問題のひとつのソリューションを提示して欲しいという想いでこの稿を書いた。

序章

特許という制度の淵源については、ギリシャであるとかローマであるとか言われる事もある。古代まで特許の源流を遡れば、一体、特許とは何か？ という言葉の定義にまで戻らないと何をもって特許制度の始まりかは定まらないだろう。従って、ここでは、現代国家の殆んどが国家の制

度として法に基づいて定めている近現代の特許制度の原点として多くの人が認めているヴェニス共和国特許法(1474年)とか英国のいわゆる独占条例(1624年)について考えることから始めよう。

私の畏敬する石井正大阪工業大学名誉教授の「歴史のなかの特許」(晃洋書房)からこの2つの法律の内容を引用させて頂く。

資料1

ヴェネツィア特許法 (1474年3月19日)

偉大な才能を有し、巧妙なる発明を生み出した者について、我らが市の威厳と美徳の視点から、これらの者が様々な領域において日々、さらに多く当地に来ることが望まれる。これらの者により考えられた仕組み・機械も彼らの力のみでは作り上げることができない場合に、その実現のための支援がなされたとするならば、さらに多くの者がその才能を発揮し、その発見はきわめて有用な機械を生み出すこととなり、それはわれらが共和国に大きな利益となるであろう。本議会の権限に基づき、本市において新規にして独創的な機械を作り上げた者は、本共和国において既に作られている場合は除き、その機械が利用され作動した段階で、我らが福祉総局の事務所に申し出ること。製作者の同意あるいはライセンスがない限り、10年間、我らが領域および都市において、当該の機械あるいは類似の機械を制作することは禁止される。仮に違法にもその機械を制作した場合、先の製作者あるいは発明者は法に基づき、本市の行政長官に対して、彼の召喚を求めることができ、行政長官に対して侵害者は100デューカードを支払わなければならない。機械はただちに破壊されなければならない。しかしながら、発明者がその発明を実施しない場合、政府の権限と判断の結果、発明に関わる機械・装置の需要に対応して、それを利用することができる。

Mandich, G. (1948) "Venetian Patents(1450-1550)" Journal of the Patent Office Society, Vol.30, No.3.

資料2

専売条例 (独占および刑法の適用免除ならびにその没収に関する法律)

An Act concerning Monopolies and Dispensations with penal Laws and the Forfeiture thereof.

- 第1条 個人および団体に付与されまたは付与される予定のすべての独占ならびにすべての授権、権利付与、許可、勅許は、この王国の法に反し、無効である。
- 第2条 すべての独占ならびにすべての授権、権利付与、勅許の効力及び正当性は、現在及び将来にわたり、この王国のコモン・ローによってのみ検討、審査、審理、および決定されなければならない。
- 第3条 個人および団体は、すべての独占ならびにすべての授権、権利付与、許可、勅許、または、それに基づく若しくは基づくと装われる特権、権限又は権能を行使できない。
- 第4条 この議会の終了後40日後から、独占ならびにすべての授権、権利付与、許可、勅許によって被害を受けた個人は、その救済をコモン・ロー上において求めることができる。この制定法に基づく訴訟は王座裁判所、人民間訴訟裁判所、財務府会議室裁判所などのコモン・ロー裁判所において行われる。また損害は三倍額によって回復される。
- 第5条 しかしながら上記規定は、この王国内の新しい製造方法による加工または製造に関して、その最初かつ真正の発明者にこれまで21年以下の期間で与えられた開封勅許状および特権付与状には及ばない。また、21年以上の期間で与えられた開封勅許状および特権付与状については、その勅許状が公布された日から21年間のみに限って与えられる。
- 第6条 また、上記規定は、この王国内の新しい製造方法による加工または製造に関して、その最初かつ真正の発明者に、今後14年間の期間をもって与えられる開封特許状および特権付与状には及ばない。

第7条から第11条は省略

(白田秀彰「コピーライトの史的展開」白桃書房(1998)の邦訳から)

2つの国の法律をご覧いただければ、現行のわが国特許法の基本的な考え方とそんなに大きな隔たりを感じないで理解されたのではないのでしょうか？ 数百年前の法の考え方と現代法とが大きな違和感を感じることなく理解できるという事は、実は驚くべき事ではないのでしょうか？ ヴェニスと英国でこれらの法律が作られたと同時代のわが国は室町時代末期から江戸時代初期である。その時代にも例えば今川家や武田信玄の制度した戦国大名の家法は有名であるし、江戸幕府の初期には多くの法令が幕府によって発布されている。少し時代が下るが、第五代将軍徳川綱吉の「生類憐み令」は日本人なら知らない人は少ないであろう。これらの日本の近世の法を読む事自体が現代日本人にとっては難物である。現代語と異なる文語体であるという理由だけではなく、その内容が現代人たる我々の感覚と大きく違っているためである。

数世紀前のヨーロッパで作られた法律には違和感がなく、逆にわが国の当時の法律は読んでみる事さえ普通の人には容易ではないという事は何を意味するのだろうか？

第1章「西欧文明の生んだ特許制度」

今回、特技懇から私に大変大きなテーマを頂いたので、発想を大きくふくらませてみたい。

大きな未来を語りたいと思う。

大いなる未来を考えるには、大いなる過去を学ばなければならないと言うのが私の信条である。ケンブリッジ大学で活躍した歴史学者であるE.H.カーがその著書「歴史とは何か」(岩波新書)の中で次のように結論づけている。「歴史とは過去の諸事件と次第に現われて来る未来の諸目的との間の対話と呼ぶべきである。」

特許は、発明という社会において有用な「技術的思想の創作である」(特許法第2条)。私は、このわが国の特許法の発明の定義を素晴らしいと思っている。英米独の特許法の中にも技術的思想ととらえた定義規定は存在しない。

19世紀末のドイツの判例の中で特許発明を技術的思想ととらえた判決があると聞いている。昭和34年法で設けられたこの第2条の発明の定義規定は、恐らくドイツ法の影響下に作られたのであろうと推察される。ところで、ヴェニス共和国で始った近代特許制度も人類の創作した社会文明システムである。人間社会は文化と文明の合成されたシステムと考えられる。人間社会から文化と文明を消し去ったら、単なる動物社会となる。人間を人間たらしめているのは、人間が動物と違って文化と文明を築いて来たからである。偶然の不幸によって文化と文明から離れて、生育された人間がどのようなのかは、1799年にフランスアヴェロン地方で発見された推定12才の男の子が四つ足で走り、生のジャガイモや野生の木の実以外は口にせず、裸でも水や火もいとわず、40才くらいまで生存した

が、約50程の単語を覚えてだけで全く通常の社会人生活が出来なかった事を想起すれば良い。他にも1920年に発見された狼に育てられたインド西ベンガルの幼児の例も全く同じように人間らしい生活にははじめないまま幼児期に死亡してしまった。人間は単に蜂や蟻のように遺伝子によって社会を構成し、女王蜂、働き蜂、兵隊蟻の役割を果たす、持って生まれた宿命を負わされた存在ではない。社会的生物である事だけではなく文化と文明を築いた事が人間を人間らしい存在にしていると言える。

ところで、文化と文明は他の生物には築けないのに、何故人間だけがそれをなし遂げる事が出来たのか？ 巨大な脳の知の力以外に説明は出来ない。マウスは、消費カロリー全体の1%しか脳で消費していないけれども人間は幼児期には40%、成人でも消費カロリーの20%を脳が使っている。チンパンジーの脳の容量は300cc程度に対し、我々ホモサピエンス・サピエンスは、1300cc乃至1400ccの巨大脳を持つ。ただ、ヒトがアフリカの地で直立2足歩行を始めた700万年程前の脳容量はチンパンジーと変わらなかった。700万年の時間の間にヒトは、脳の容量を約1000cc大きくした。ただその脳容量の増加は等速増加ではなく、最初の500万年で500cc、次の200万年で500ccと次第に増加スピードを高めて来た。

何故200万年前から脳容量の増加が加速したのだろうか？ ヒトは、250万年から150万年前に火と言語と石器を操つるようになった。これは文化の始まりと言って良い。

私の考えた文化と文明の定義を示す。

資料3

文明と文化の定義

文明=生産余剰が生じるように**権力**によって農業生産のための**労働が組織化**されてる事によって**都市**という**知的集積**が可能となり、その事が進化を加速しながら運営される物量システムとその進化形態。

文化=文明発生以前においては、ヒトの拡散適応と気候変動によって**多様化した自然環境**に対してヒトが生存のために発達させてきた**知的能力**を使って**創造**したところの**社会**の中の**価値**として相互認識させる有体・無体のモノ(ware)の総体。文明発生以降においては、他の社会集団に対して、**集団の主体性**を強化、防禦する性格(排他性)が付与される。ハードウェア(文化財)は、物的価値+a。aは心というソフトウェア。

文化も文明も様々な定義が可能である。L.ホワイトという文化人類学者は「文化とは、ヒトの非身体的、非遺伝的適応能力である」と定義しており、火、言語、石器をヒトが操ることは明らかにこの定義にピッタリと符合する。つまり、ヒトは、文化創造以前には身体的、遺伝的に脳の容量をゆっくりと増加させながら、進化して来たが、文化創造が開始された200万年前くらいからは急速に脳の容量を増加させながら、価値として相互認識されるモノ(ware)

をどんどん創造し、蓄積させて来た訳である。

一方、文明は何時始まったのか？

私の定義では“権力による労働の組織化”“都市”“物量システム”がそのキーワードである。

歴史学が権力や都市という文明の始まりを紀元前5000年頃のメソポタミアの都市国家であると教えてくれる。文明の事を英語で“civilization”というが、civilはcity、civicと同類で都市を意味し、人が集って住むと言うラテン語のキビタスという言葉に語源を持つ。実は、皮肉な事に水を制御する灌漑によって農業生産力が高まるのが農業生産をしなくて良い人々の生存を可能とし、その人々が都市という人口密度の高い空間に集住し、その中の一部が権力者として灌漑等の農業労働を農民に強制し、そうして組織的に投下される農業労働がより豊かな農業生産を生み出し、どんどん文明の物量システムが発展して来た。

古代四大文明と言われるメソポタミア、エジプト、インダス、中国の各文明は、チグリス、ユーフラテス両川、ナイル川、インダス川、黄河・長江両川が育んだ。神に祈りながら、人々の力を集結して、水を制御し、食の生産・分散をシステム化する社会的技術が政治である。(政＝祭祠)＋(治＝治水)＝政治である。治には彡が付いている。横長のユーラシア大陸では同じ気候帯が横に広がっているために同じ農業・牧畜生産様式が影響し合いながら発展できる大陸である事から古代文明が並行的に進化を遂げた。ヨーロッパ文明がその並行発展から抜け出して、次第に他の文明を凌駕するようになる15、16世紀までのユーラシア諸文明は、ゆっくりと少しずつ人口を増加させながらほぼ同じ進化の途をたどって来たと言える。

2つだけこの並行発展の具体例を挙げて見る。

まず紀元前6世紀から5世紀にかけて、孔子、釈迦、ソクラテスがヒトとは何か？ どう生きるべきか？ について人々に説いたという現象。文明社会の出現がもたらす貧富の差、戦争、圧政に対する思案の解を求めた彼等は、古代知識社会の成立という世界同時性を示した。

次に漢帝国、マウリア朝、ローマ帝国の巨大帝国崩壊後は、それぞれの地域において、比較的小さい国家群が次々に現れては消えるという共通の現象が数世紀以上続いた。古代帝国のある種のバランスのとれた生産・分配・消費の社会システムが崩壊すると名もない庶民が地下経済において、高価なぜい沢品のための古代の高額貨幣とは異なる生活のための物資を求める小額の貨幣を使った交換経済が草の根社会を下から育てる時代となった。マルク・ブロックという歴史家がヨーロッパにおいてその事実を見事に証明している。

そのユーラシア大陸における中、印、イスラム、ヨーロッパ4大文明圏の文明の並行発展からヨーロッパが抜け出し、やがて産業革命、政治革命を経て、全世界を植民地として支配するに至った。日本の中国史家の宮崎市定が

15～17世紀のユーラシア大陸の4大文明の順位は、イスラム、中国、インド、ヨーロッパの順であると喝破している。ヨーロッパは最下位であった事は間違いない。ポルトガルのバスコ・ダ・ガマが1498年に喜望峰を回ってインド西海岸カリカットに到着し、その地方の王様にヨーロッパの珍しい物産を差し出して、胡椒を欲しいと言ったら、「そんな品物は全部持っているから要らない。」と交換を断られたというエピソードがアジアの豊かさとヨーロッパの物産の貧しさを示している。私の文明の定義は一言で言えば文明は物量の社会システムであり、それは物理法則に従って優劣が定まる。ちなみに文化はヒトの価値観であるから素朴な文化とか豪華絢爛な文化という個性はあるが、優劣は判定できない。

産業革命以前の社会は、基本的には農業・牧畜社会であって、それは自然に支配される。気候と人口がその社会の文明度を規定する。

フランス革命当時のデータとして、フェルナン・ブロードという歴史家が1ヘクタールの土地から米、小麦、牧草による牛肉という収穫物を得ることによって獲得される年間カロリー数を示しており、それぞれ750万キロカロリー、150万キロカロリー、35万キロカロリーと米に対して1/5及び1/25となる事を述べている。

小麦と牛肉のヨーロッパは、米のアジアに対し、養える人口が1/5乃至1/25になるという事である。

そのヨーロッパが蒙古軍にロシアを攻め取られ、1453年にはオスマントルコ軍によって東ローマ帝国首都コンスタンチノーブルを奪われるという悲劇が起きた時に何等かの社会システムの変化が発生し、ヨーロッパのイスラムを含むアジアへの反攻が始まった。

実はアジアから軍隊と一緒に運ばれて来たペスト菌が14世紀のヨーロッパの人口を2/3に減少させた悲劇も起こった。

ここで小人口のヨーロッパ文明全体が大人口のアジアの3大文明の力に対抗する必要性を認識して、社会システムの転換を果たしたのだ。それは少ない人口で社会全体の生産力を高めるために被支配者にインセンティブを与え、個の力を最大限に引き出すという新しいシステムであった。例えば、農民による年貢の金納要求を領主側が受け入れ、農民の収穫増へのインセンティブを刺激するとか農民が1年間都市に逃げ込んで隠れ通すと自由民の身分になれるとか、中世宗教絵画には作者の名前はないがルネッサンス期の絵画はすべて作者が自己の名前を表示しているとか更にはローマ教会の専横に対し抗議(protest)するプロテスタニズムが教会を介する事なく個人として聖書と神に向かい合う生き方を主張するというすべて支配者層に対する被支配者層からの権利、自由の要求実現のプロセスである。ヨーロッパ近世固有の認識論哲学、個人による科学的真実探求、複式簿記・機械式時計・大砲弾道計算という客観的

数量による事物の把握や表現。更には、マグナ・カルタ、宗教改革、自治都市、大商人による国への融資、市民の政治への参画、民主主義。これらの社会現象の本質は、個人の力を社会全体の力へ転換する社会的システムの成立と発展である。

中華文明圏における教育は孔子の論語冒頭にある「学んで時に習う、またたのしからずや」の学と習から学習という。これは先人の模倣であり、一種の押付けである。一方、ヨーロッパのeducationはラテン語のeducare“引き出す”という言葉に由来する如く、個の自発を促す。東と西では人の育成が逆方向である。

特許制度こそまさに個の自発性を社会が利用して、社会の力を高めるというこの社会的システムの典型である。本来なら金儲けになるアイデアは秘密にして、他人に知らせたくない。しかし、ギルドの親方になるための修業年数の倍（英独占条例第6条の14年）以上の独占を国家が保障してくれるのならばと発明を国家に届け出れば、独占と公開によって個人の利益と社会の公益とがともに増進される。勿論、本論の冒頭に紹介したヴェニスや英国の特許制度は、現代の特許制度とは異なる。明細書による発明の説明、その明細書の公開、専門審査官による審査、進歩性の概念、均等論、異議申立制度強制実施権等は、独占と公開のバランス、即ち社会と個人の利益調整を図る特許制度の時代適応努力の成果である。

何故、数世紀前のヴェニスや英国の特許法には違和感がなく、日本の同時代の法律を理解するのが困難なのかの問題に戻ろう。

以上述べて来た事はヨーロッパが文明力劣位であった為にその劣位をね返し、アジア文明の支配から身を守ろうとして個の力を社会の力に転換するシステムを15～17世紀に実現し、それ以降このシステムの力で全世界を西欧文明の力で覆ったという事である。

社会システムは、法のルールの範囲内での個人の自由意思行動によって運営されるのだから、法の考え方、人々の法に対する意識は文明を支える重要な要素である。

我々現代日本人の法意識は、個人を権利と義務の概念によって守り、規律化することに何の違和感もないが、お上の恣意的な命令、例えば「お犬様は人の命よりも大切にせよ」と言う事にはとてもついて行けないように変化したのだ。それは明治維新以降日本は1875年の福澤諭吉の脱亜入欧のローガンのもとに国家全体が西欧文明への転換を図り、経済的豊かさの実現という意味では大成功したと言える。

日本人の法意識の大きな変化を表すひとつのエピソードとして、その福澤諭吉が英語の「right」を和訳するのに該当する日本語が存在しないので大変苦労して「権利」という言葉を作ったと言われる。

さて、ドイツのIW経済研究所が20世紀の100年間における主要20カ国の1人当たりのGNPの伸び率を発表し、

日本が1660%とトップとなった。今やBRICsやVISTAという途上国諸国も急速な経済発展を遂げつつある。市場競争において、個の力の最大化で社会厚生を最大化を図る資本主義が1991年のソ連の崩壊で世界全体を覆った。

市場競争、資本主義は西欧文明が生んだ経済システムである。そのアンチテーゼとしての計画経済、社会主義も然りである。計画経済、社会主義が敗北した結果、世界全体がグローバル市場資本主義という西欧文明によって覆われた。ただし、それは最早、植民地主義帝国主義の武力支配ではない。合理性の勝利である。社会は、個々の人間の労働によって、支えられており、その個人の自由な選択と競争を尊重する事が社会全体を豊かにするというアダム・スミスの主張そのものが全世界に受け入れられた訳である。

第2章「文化と文明」

しかし、ここで2つの矛盾が発生した。

人間社会の構成要素である文化と文明の中、文明については西欧文明の勝利という結論が出た訳だが、人間の生きるよすがたる文化はどうなるのか？

アダム・スミスも英独占条例も人間の欲望を文明の進歩に結びつけたと言える。もし、英独占条例が成立した1624年に日本やアジアで誰かが英独占条例と同じような発明保護制度を提案したと仮定した場合、どうなったであろうか？ 君主権力に都合の良い発明は召上げられるようにされ、その他は放置されるか提案全体が無視乃至却下されるか、いずれにしてもイギリスの特許制度のように社会全体の発展につながる制度設計が実現したとは思われない。アダム・スミス、英独占条例、議会は、西欧文化の成果である。文化と文明の係り合いが人間の欲望をめぐって明示される。アジアの文化は、権力が恣意的にコントロールする傾向が強い。アジアの倫理性の強い文化は欲望を否定し、江戸幕府は農業中心の社会に変動が起こるのを嫌って創意工夫を禁じる新規法度を定めた。アジアで産業革命や資本主義は起こるべくもなかった。マックス・ウェーバーは、プロテスタンティズムの西欧のみがその非魔術的宗教的倫理によって利潤獲得の合理的計算に基づく資本主義を生んだと結論付けた。

どうやら、マルクスの唯物論とは逆にそれぞれの社会の文化がその社会の文明を規定するという現象を認めざるを得ないと思われる。

私は、文化と文明の関係は、次のように論理的、概念的に要約出来るのではないかと考えている。

- (i) 文化は、文明開始以前から存在する。
- (ii) 諸文明は優劣が測定できるが文化はそれぞれ多様な価値観に裏付けられ、優劣比較が出来ない。
- (iii) 文明が高度に発達した段階では、文化が文明の変化のスピードや内容を規定する。

- (iv) 発展した文明は、文化を徐々に変化させる。
- (v) 文明は意識的な導入により、急速に移転することが起こるが文化は伝播に時間がかかる。文明の移転の過程で発展した文明を育てた文化に対する羨望と反発が並存する。
- (vi) 共同体文化が個人による自我の主張を抑制するが、文明の発展が次第に共同体の呪縛を解いて一定の時期に均衡の取れた古典主義的個性の発露を花咲かせるが、やがて交換経済が農村共同体文化を解体し、利益によってのみ人間が結びつく利益社会が出現する。
- (vii) その利益社会は、強い個の競争による変化を要求し、人々は強い緊張と絡みつく疎外感にさいなまれる事が現代文化を特徴付ける。

現代日本は、欧米ほどには純粋型としての現代文化を現出してはいないが、現象的には農村共同体の解体はほぼ完了したと思われ、高度資本主義の産んだ現代文化性とあまりに急速だった文明発展に追いつけずに残存している農村共同体文化性の混淆の中にいると判断される。その混淆の中にある事、即ち現代日本文化の非純粋型性が現在の日本の資本主義を欧米のそれと異なる特徴を表出せしめているのではないだろうか？ 野中郁次郎一橋大学名誉教授理論の暗黙知の共有もその特徴の1つだろう。これが私の現代日本に対する認識と言える。

この認識を上記の文化＝文明関係論に当てはめて考えてみると(v)によって農村共同体文化性の残存が説明できるし、現代日本資本主義が持つ共同体文化的特性は、日本がアジアの中で際立って早く資本主義化したにも拘らず(iii)の理論によって色濃く現代日本文化の非純粋型性によって規定されている事が納得出来る。

かつて、米国が世界超大国として経済的にも繁栄を謳歌し、軍事的にも圧倒的な力を誇った1970年代始めまではソ連の扇動も加わり日本を含めた全世界の若者が反米運動に身を挺し、競争原理による文明の力に抗議の声をあげていた。しかし、今は、中東のイスラムとの厳しい対立のみがアングロ・サクソンの純粋理念型として表象されている西欧文化との衝突現象として残っている。私は、夏目漱石の文学の本質は、自己の専門とする英文学を通して西欧文明を生みそれを支えた個の尊重という西洋文化の豊かな人間性に影響を受けつつも自我の強烈さに強い反発を持つ一方、自己の属する日本文化社会の基礎にある人と人とが支え合う人情や物質文明を乗り越えようとする東洋の哲理も捨てられない日本人の真摯な苦悩の誠実な表現であると考えている。遅れた資本主義国であるドイツに留学した森鷗外にはその苦悩はない。かつて世界中で起こった反米運動や現在の中東イスラムのテロ活動は、漱石の文学と全く同じ自己の文化と西欧文明の対立である。

人間は食うためだけでは生きられない。巨大な脳の知が生きる目的を要求する。世界中を西欧文明が覆ってしまう

たためそれぞれの国や社会が持つ豊かな文化との対立、葛藤が生じる。そこに文化と文明の矛盾が生まれる。この矛盾を特許制度の進化で解消することは出来ない。しかし、社会や市場の中で新しい機能を果たす可能性がある技術的な新しい知を発見し、認定するという役割を負った特許庁の人々が人類の知がもたらしたこの矛盾に無関心であってはならない。特に若い審査官が広く社会や人間、文化、文明に関心を持ち、自分たちの仕事とそれがどうかかわるべきであるかを考え続けて欲しいと期待する。世界一の特許庁のひとつの要件だと思う。

もう一つの矛盾は、文明が発達すればする程、人類全体が資源の枯渇、環境の悪化、人口爆発という3つの問題に遭遇し、文明の発達を阻害する現象が生じる事である。文明が発達する過程で人口が急速に増加するとともにエネルギーや物質の消費も急増する。私はこの3つの問題を人類問題と言っている。1900年から1985年で世界人口は3倍になったが、エネルギー消費量は15倍となった。ローマクラブの「成長の限界」が発表されたのは1972年である。レイチェル・カーソンの「沈黙の春」は1962年に出版された。

ただ20世紀の間の人口の増加量は、途上国の方が、はるかに大きいにも拘らずエネルギーや消費の増加は、先進国に偏っていた。1992年のランファル報告では、世界人口の25%が商業エネルギーの85%を消費し、1995/96年版地球白書では世界人口20%が、鉄鋼の80%、紙81%、木材の76%を消費していると報告されている。更に21世紀に入りBRICsやVISTA諸国が文明の発展へ経済のtake-offを始めるとエネルギーも物財も途上国が急速に消費を増やし始めた。世界環境会議では常に先進国と途上国の利益が衝突する。しかし、この人類問題を解決する世界政府は存在しない。今のところ、国連にその役割も期待できない。私はこの人類問題を国家間の協調、協力なくして解決出来るとは思わないが、同時に政治権力だけでの解決もあり得ない。つまり市場による競争原理がその力を発揮して、この人類問題を解決するにはどうすればよいかを考え出さない限り、人類は自分の生んだ文明の力で自己破滅を招くこととなる。

市場とは金儲けの場である。利潤のメカニズムと人類問題を結びつけるには技術、発明、ビジネス・モデルという利益に結びつく知恵、つまり知的財産が不可欠であろう。例えば、電力消費を大幅に下げるLEDは、GaNという化合物半導体の安価な製造法が開発されて大幅に普及が進んでいる。

大型ジェットに軽くて強い炭素繊維が採用されて燃料消費と二酸化炭素排出の低減が実現してきた。

廃棄された電化製品、エレクトロニクス製品には膨大な金やレアメタルが内蔵されており、都市資源と言われるが、希少資源の価格高騰とともに回収ビジネスが始まった。

これらが市場原理と知的財産の結合による人類問題解決への具体例である。

第3章「特許制度の変更」

日本の特許庁の特許数が世界一の特許庁を目指すという特集を組んだとは嬉しい事だ。

是非、志を高く持ってチャレンジして欲しいと思う。

世界一の特許庁になるには二つの条件が必要であろう。

ひとつは世界最効率の特許行政の実現であろう。その事については、私に語る資格も知見もない。

もうひとつは、他の特許庁がなし得ない人類問題解決への貢献であると私は考える。

小宮山元東京大学総長が提唱されている「課題先進国」である日本の特許庁こそこの人類問題という先進文明のもたらした課題に取り組んで欲しい。でも人類問題解決に係る発明の審査とそれ以外の特許審査とをどう区別するべきであろう。

私は、人類問題に係る発明については、まず人類問題発明と認定し、この認定対象発明の審査において進歩性を格段に厳しくして、誰れが見ても「これは素晴らしい発明だ」と思える発明のみを人類問題特許と認定し、人類問題特許に対してのみ差止め請求権が与えられる事とし、その他の人類問題発明については、損害賠償請求権のみを与えるという人類問題特許特別法を制定することを提案したい。

何故私がこのような提案をするのかを説明する。

実は、企業知財人にとって「これは本当に素晴らしい発明だ」と尊敬に値する発明は極めて少いことを実感している。「何故、こんな発明が特許になるんだ！」と憤り、嘆く事が多い。私はこのような進歩性が低い特許を「馬鹿な特許、されど特許」と言っている。

現代産業社会は、このような馬鹿特許現象を惹き起こす必然性がある。私が実際に米国特許訴訟においてこのような馬鹿特許に苦しんだ結果、何とかして、この現象発生メカニズムを解明しなければ企業の知財部門のマネジメントをキチンと出来る訳がないと考え、多くの資料、著作を5年間かけて勉強した。その成果を以下に説明する。

(1) 資料4は、第2次世界大戦後の世界経済全体の成長率を10年単位で見たものである。

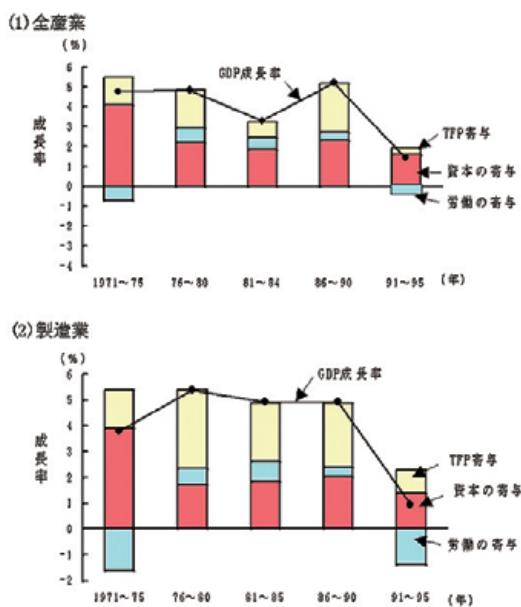
資料4 10年単位で見た世界経済成長率(%)

年代	世界全体の年間成長率	一人当たり年間成長率
1950-60	4.9	3.1
1960-70	5.2	3.2
1970-80	3.4	1.6
1980-90	2.9	1.1
1990-64(速報)	1.4	-0.3

この図で明確に見てとれるのは、1970年代以降の成長率の鈍化である。右の欄は左側の成長率を人口で割って、1人当たりの成長率を出したものであるが、これだと1970年代以降の成長率鈍化はもっとはっきりしている。このデータは1997年からのアジアの経済危機以前の1994年までしかない。日本を除いて、アジアだけでなく、欧米も絶好調だった1990年代前半の時期であるにも拘らず、1人当たりの成長率は-0.3%とマイナスになっている。

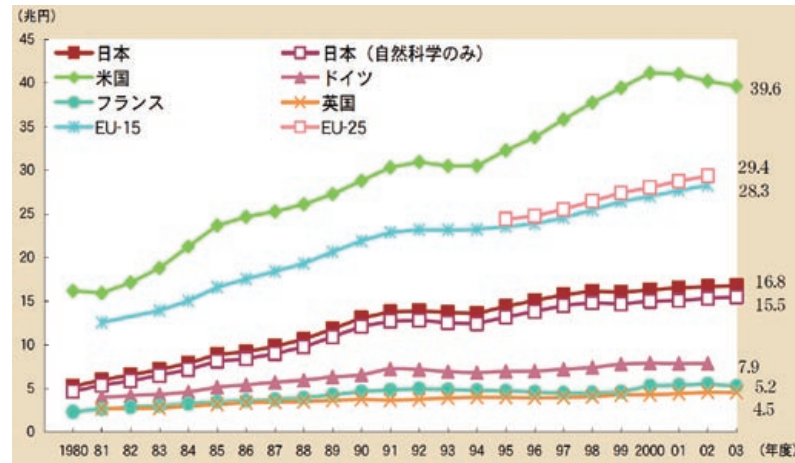
何故、1970年代以降に世界経済の成長率が鈍化したのかの考察については、ここでは、成長率鈍化が何をもたらしたかを考えてゆきたい。

資料5 日本の経済成長率の寄与度分解



見て分かる通り経済成長率は、経済成長に寄与する3つの要素に因数分解できる。「資本の寄与」、「労働の寄与」、「その他の要素」の寄与である。資本と労働の寄与量は、資本、労働のそれぞれの分配率にそれぞれの伸び率を掛けて算出される。経済成長率からその資本の寄与量と労働の寄与量を差引いたものが、「その他の要素」の寄与であり、その理由から「その他の要素」の寄与分を残差成長率とも言う。アメリカの経済学者のロバート・ソローがこの『『その他の要素』の寄与の内容は、技術革新である』という説を発表し、支持されるようになった。資本、労働と言う生産要素をより効率よく使用することを可能とする技術革新によって、新しい付加価値が生まれるという訳である。唯、技術革新といっても製造業の物作りの技術に限定される訳ではない。資本、労働という生産要素の使用効率の向上による付加価値の増大をもたらすもの全てがここでいう技術革新である。シュンペーターの言うイノベーションと同義に解するべきであって、製造業以外でも、新しい金

資料6 OECD購買力平価換算 (出典: 科学技術白書 (平成17年度版))



融商品やサービス・ビジネスの創出、更には産学連携による新規事業もある。資料5でTFP寄与と示されている部分がこのイノベーションによる成長寄与率である。TFPはtotal factor of productivityの略であり、全要素生産性と訳される。

1970年代以降の経済成長鈍化は、各企業に技術革新による生き残りを強いた。各企業はイノベーションによる成長を目指して知恵を絞り、戦略を練った。成長率が鈍化するというのは、市場の伸びが小さくなることである。お金(資本)と人(労働)を調達して、新しい工場を建てれば企業が発展できるのは、高度成長期である。新しい工場を作っても、売れなければ、企業は大きくならないし、下手をすると倒産するかもしれない。

上の資料6で見るとどの国も1980年代から研究開発費をどんどん増やしている。各企業の研究開発費の増大による結果である。

高度成長期の後、「当社は、技術による差別化戦略を追求する。」「我々は、技術を磨いて競争に打勝つ。」等々の技術立社宣言をよく聞いた。技術系のトップも増えた。資本、労働による成長が困難になってきた以上は、研究開発の成果、技術革新、イノベーションによる成長乃至競争優

位を求めるのは合理的行動である。

ところが、ここにジレンマが発生する。資料7を見て頂きたい。わが国の研究開発投資によって増加するGNPの大きさを示すもので、R&D投資収益率と言う。産業連関表という経済学的手法を用いて大量のデータ処理をし、作成した由であり、少し古いデータであるが二度と作れない貴重な図表である。1979年以前は実績で、1980年以降は予測である。1970年から20年間で数分の一に激減している。恐らく、これ以降は、バブル期を除き、もっと低下が激化していると思われる。

私は、このロジックを約5年間かけて発見し、それを次の2つのコンセプトに集約した。

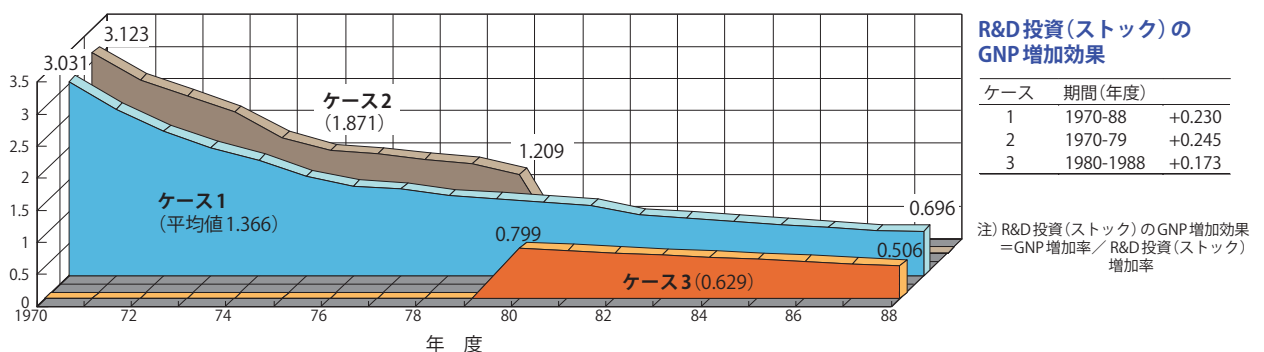
経済成長率低下→技術差異化志向→研究開発投資増加
→RD投資効率低下→特許取得のつばぜり合い→RD投資収益率低下=技術開発成功率低下

「技術革新の小幅化、ダウンサイジング」
「RDの同期化」

である。

究極、成長率低下が惹き起こす企業の技術開発のジレンマである。

資料7 R&D投資収益率の低下



(2) コンペティターが追随するのに長期間を要する大きな技術革新は最早不可能となった。しかし、コンペティターに勝つには技術による差別化しかない。このジレンマを抜け出すには、小さな差異でも良いから技術の差を強調して、どんどん新しい技術革新の創出を繰り返すしかない。技術革新の当事者にとっては、大きな研究開発経費がかかっている成果であって、小さな技術革新と呼ばれるのは不本意であろうが、コンペティターもほぼ同じ技術レベルに達していると考えられる状況において、コンペティターとの競争優位差こそ市場で評価される真の技術革新であるのだから、技術革新の小幅化という表現が的確と考えられる。もし、コンペティターが市場で負けたと判断したら同じような技術でセールスポイントを別の切口で考え出してすぐ追いついてくる。従って、市場で勝ち続けるためには、次々に技術革新を繰り出していかなければならない。無限に研究開発コストを使えない以上、かかる“微分的技術革新”中心の研究開発は、画期的な技術革新が生まれにくくなる要因でもある。

ひとつだけ微分的ではない素晴らしい特許で護られた大きな技術革新の例を示す。

1940年代に米国化学メーカーのデュボン社の天才化学者カローザスがナイロンを開発した。1936年にドイツのシュタウディンガーという学者が“巨大分子”という仮説を発表した。それまでは多くの分子が鎖のように繋がっているとは考えられていなかった。今で言う高分子ポリマーという概念が初めて示された。従って、まだ誰もその仮説に基づいて実際に繊維を作ろうとは考えもしなかった時にカローザスは果敢にチャレンジした。もっとも彼は、最初、ナイロンではなくポリエステル繊維の開発を目指し、失敗して、ポリアミド繊維“ナイロン”の開発に目標を変えて成功した。誰もこんな危険なチャレンジをしようと思うコンペティターは存在しなかったし、しばらくは同じナイロンでさえ別の技術を開発して追い駆けようとは考えなかった。20世紀の間にデュボンは、ナイロン事業でこの先行者利益によって250億ドルの利潤を得たとされている。

昭和31年に東レ(当時の社名は「東洋レーヨン」)がデュボンからこのナイロンの製造に必須の特許のライセンスを取得した。東レが偉かったのは、そのライセンス契約の一時金10億円は、当時の同社の資本金7億円より大きかったにも拘らず、社運をかけてライセンス取得に踏み切る英断を下したことである。当時の日本の繊維メーカーの名門企業は、紡績会社であり、レーヨン会社は、新興企業に過ぎなかった。更に東レの勇気を賞賛すべきなのは、ノウハウを含む技術導入ではなく、特許だけのライセンスに踏み切った事である。ノウハウを自社で確立するのは苦勞が多く、リスクも負う。しかし、他社からのノウハウをライセンスによって取得することでは得られないknow-whyが習得でき、人材が育ち、将来の様々な技術開発の礎が築け

る。その後の東レの発展と紡績会社の合成繊維事業への出遅れによる停滞を見ればその時の東レの先見の明は、大変優れたものであった事がわかる。

逆に言えば東レは自社技術開発に自信があったにも拘らずデュボンの特許の力は強大であったから東レは特許ライセンスを選ばざるを得なかったと言える。

「RDの同期化」という造語はシンクロナイズド・スイミングからの連想である。コンペティター間で、同じテーマの研究開発が同じ時期に始められ、終了する時期のみならず、研究開発の成果の内容まで似てくる現象を意味する。シンクロナイズド・スイミングは、スイマーが繰り返し練習して息の合った泳ぎを演出する。「RDの同期化」はコンペティター同士で息を合わせたくないにも拘らず、自社独自の技術をどの会社も狙うために成長力の小さくなった市場が彼等を同じところへ追い込んで行く。

(3) 私は勤めていた企業で1990年代はじめにエレクトロニクス関連事業分野のライセンス業務を担当し、特許トロール的な金(特許ロイヤルティ)をせびる多くの会社、個人に悩まされ続けた。私が企業で特許部の仕事を始めた1960年代から1970年代にはそんな現象は起こらなかったのに何故そうなってしまったのかを考え込んでしまった。日本の電機メーカーやエレクトロニクス企業は1980年代から既に主に米国から訴訟を含む激しい特許攻勢を受けていた。この現象の原因、本質は何か? しかし、それに答えてくれるものはなかった。では自分で勉強して答を出そう! と考えたが何を勉強すれば良いのか? 特許法の教科書ではなさそうだし、科学技術史でも駄目だろう。一体、特許とは如何なるものであろうか? 結局、自分だけで発明を独占して、金儲けをしようという経済的動機が特許制度の本質だから、1960年代の頃と現在で経済の何が変わったかを研究すれば疑問が解けるかも知れない。経済原論をはじめ、積み上げれば1メートル程の経済に関する本を読んだ。「技術革新の小幅化」「RDの同期化」という2つの概念に辿り着いた時は、とても嬉しかった。成長率の鈍化が惹き起こすこの2つのジレンマが生じた時代に企業はどうやって利潤を確保すれば良いのか? 「一日でも早く特許庁へ駆け込んでコンペティターとの僅差の技術的リードを何とかして特許にすれば、20年間リードを法的排他力として保証してくれる。こんな有難い便利なものはない。」こう考えるのはごく自然だし、合理的である。これは日本だけではない。欧米先進諸国も同じである。侵害訴訟の増加、欧米の特許出願数増加、特許ゴロの横行、特許性(特に進歩性)の低い特許の輩出、米国の知的財産保護強化の要求、プロパテント政策は全てこの2つの概念で要約される経済現象である。

「RDの同期化」現象は、歴然たる証拠がある。特許庁へ特許出願を申請すると18ヵ月の間は出願人以外の者はそ

資料8 三菱化学における先後願例

名称	出願番号		他社出願番号	
シアヌル酸メラミン配合の難燃ポリアミド	51-106530	51.9.6	52-3828 (日産化学)	52.1.17
			52-23090 (東レ)	52.3.3
			52-92943 (旭化成)	52.8.4
			52-152950 (日カバ)	52.12.21
COPEC + PET	54-17041	54.2.16	54-40029 (住友化学)	54.4.2
COPEC + PCR	54-39982	54.4.3	54-40026 (住友化学)	54.4.2
水溶性ホルマザン染料 (ブルー)	62-47377	62.3.2	61-36105 (住友化学)	61.2.9
水溶性ホルマザン染料 (レッド)	61-224971	61.9.25	61-223454 (住友化学)	61.9.19

の内容を知ることが出来ない。「RDの同期化」が起これば、同じ内容の発明を複数のコンペティターがお互いに知らないまま特許出願することが発生する筈である。出願が公開された後にはその確率は、ぐっと下がるけれども18ヶ月という未公開の期間中には、自社が最初の特許出願だと思って出願した結果、他社の方が早かったという事が起こる。いわゆる先後願である。次の資料8は三菱化学当時の長谷川治雄氏から教えて貰った同社において実際に起こった事例である。分野を問わず、多くの研究のベテランにこの話をすると「自分は、偶然同じ発想で他社でも研究をしていて、たまたま同じ時期に同じ発明に到達したのだろうと思っていたが、成程こういう理屈で同じ時期に同一発明が出てくる訳だ！」と納得して貰える事が多い。

資料8の一番上に書かれた難燃ポリアミドは、ナイロンを燃えにくくするためにシアヌル酸メラミンをナイロンに配合するという発明である。三菱化学を含め5社が1年4ヶ月の間に全く同じ発明を出願したという驚くべき事例である。恰もこの5社が情報交換をしたのではないかと疑いたくなる。実は、RDの同期化という現象は、市場が情報を媒介することによって促進されているのだ。

しかし、「RD同期化」は、成長率の鈍化がもたらす論理的帰結であって決して市場による情報媒介がなければ発生しないと言う事ではない。

第4章「プロパテントの潮流」

(1) 米国が1985年のヤング・レポートによって米国製造業の再生のために「知的財産権保護強化」を提唱し、いわゆるプロパテントの潮流が本格化したけれども、その潮流を冷静に分析すると2つの現象が発生していることが判る。1つは、他国に対し、米国政府として自国の経済優位を確保するために今まで以上の「知的財産権」の保護を要求する対外政策の推進と、米国企業によるその政策果実の享受である。

1995年のWTO設立、ウルグアイラウンドの中のTrips協定の成立、米国関税法第337条の改正とそれを使った

ITCによる外国企業製品の締め出し、スーパー301といわれる米国特別通商法に基づく日本を含む各国に対する知的財産権保護強化要求が具体的政策の中味である。

もう1つの流れは、米国内での知的財産権保護強化の動きである。米国は既に1982年にCAFCを設置し、特許に関する連邦地裁の控訴審たる高等裁判所を1つに集約し、プロパテント政策を統一的に推進する形を整えた。そして、次第にこの新しい体制を活かしてCAFCのみならず、米国全体の裁判所で均等論の拡張、特許の有効、無効判断の特許権者有利に転換すること、特許侵害の損害賠償金の増額等を進めて行った。この後者の動きは、日本の均等論判決の定着に影響を与えたのは間違いないだろう。

1970年代までは、連邦地裁での特許の有効性が争われたケースでは、約30%しか有効と認められなかったのに対し、1980年代以降は、逆に約30%しか無効とされなくなったと言われている。

このような米国内でのプロパテント政策は、米国特許庁の特許性審査にも影響を与えたと思われる。従来なら拒絶された発明が米国特許として認められるケースが増加していると思われる。かつて米国特許を取得することは真の発明と認められたという勳章だったけれども、1980年代後半にはヨーロッパで特許にならなかったものが米国では特許になることがしばしば発生した。米国特許の質の低下である。一方、日本でも1980年代から低い特許性の発明が特許化されることが多くなった。馬鹿特許現象である。ただし、この現象は、アメリカの影響ではないと思われる。

私は、この特許性低下の減少を皮肉って「馬鹿な特許、されど特許」現象と言っている。

(2) プロパテントの潮流はなぜ発生したのだろうか？ 私は、複数の要因が重なり合って発生したと思う。

まず第1に先進資本主義社会の変質がある。そしてそれらの変質のトリガーは、1970年代からの世界経済成長率の鈍化であったと思う。一言で言えば、成長率が鈍化してくると、頭が生み出す価値のあるものの価値を高めて、成

長を凶ろうという動きが出てくるということだ。中でも「技術革新の小幅化」「RDの同期化」のジレンマを打破するには、必死になって自己の達成した技術革新を法的権利として確保し、コンペティターを排除したり、高いロイヤルティーや侵害の損害賠償金を強要したり出来るようにしたいという動機が強く作用していると考えればこのプロパテントの潮流は納得しやすい。ヨーロッパがEPOの拡大とともに一時発生した特許性低下の審査を危惧して審査のレベルアップに努め、今でも高い質の特許審査を維持しているのに対し、日・米の特許性低下が著しいことの背景として、ヨーロッパ社会が文化的に保守的であるため技術革新の惹き起こす階級変動、貧富の差の拡大を嫌って、イノベーション型社会の変換が遅れているのに対し、日・米は強引にイノベーション型競争を促進してきたために2つの技術革新のジレンマ克服の切迫感が強く、何が何でも特許という魔法を求める度合いが強いことが挙げられる。そして、この事が結局特許性のバーを低くする力となって働いていると解釈すれば理屈が成り立つ。もう1つの理屈は、特許出願数が増加してくると、審査のバラツキが生まれる。それに対しては、出願人は勿論、利害関係人も文句を言う。異議申立、審判、裁判である。そうすると審査の側ではどうしても審査を証拠に頼るようになる。特許の進歩性判断は、主観的な価値判断であるけれども、公知文献という証拠に頼る審査は、新規性偏重の審査になってしまう。出願数が増加すると進歩性に対する判断は甘くなって行く傾向にある。新規性偏重の特許審査である。

研究開発の成果は、どんなに思案しても自分しか使えないように競争優位戦略の武器として保持するには2つしか方法がない。特許等の法的権利を取るか、ノウハウとして人に知らしめないかのいずれかである。しかし、「RDの同期化」が起こるという事は、ノウハウとして研究成果を保持する意味がないという事である。「技術革新の小幅化」も同じ結論に導く。勿論、すべての研究が必ずこの2つのジレンマに陥るとは言えないし、特許出願が全くなって、コンペティターがどんなに苦労してキャッチ・アップの研究開発を行っても追いつけない技術革新の実例もある。しかし、経済発展の理論的帰結であるこの2つのジレンマは強力であるため、研究開発成果を全く特許出願しないという決断は、容易ではない。そして多くの研究開発投資をした成果をできるだけ広い権利として確保したいと特許出願するとコンペティターは、自分も金をかけてほぼ同じ研究をしているのだから、そんな発明が特許化されると困るので必死になって公知文献を調べ、特許無効の論理を考え、特許つぶしにかかる。ここでも「技術革新の小幅化」「RDの同期化」の2つのジレンマは、その特許つぶしに有効と思われる公知文献の存在を約束してくれる筈だから。発明者とその企業にとっては、やっ

と手に入れた虎の子でもコンペティターにとってはこんなものが特許になるような馬鹿な事は絶対に困ると思うことになる。

結局、プロパテントの潮流は、「馬鹿な特許、されど特許」という病理現象も惹き起こしながら進む他ないのだ。更にプロパテント政策を米国が推し進めた裏には、ソ連崩壊とその後の世界の変化の予測があったのではないだろうか。ソ連は、遅かれ早かれ崩壊するであろうと1980年初のアングロ・サクソンのリーダー達は判断したと思われる。そうなるとソ連、東欧、中国、インド、東南アジア、中南米の共産主義者や反体制派は宗旨替えをして、市場主義経済に参加する他なくなる。10億人の先進国が握っている世界経済へ50億人の人々が参入してくることになる。世界でたった1つの市場をグローバル市場という。1980年代からグローバル化と言われるようになったのは、それまでの国際化とか多国籍化とは違う世界経済の一元化がある。

そして共産主義国との間を遮断していた鉄のカーテンが消失すれば、先進国企業は、人件費を含む物価が著しく安い50億人のチープ・レーバーの国へと技術と資本を持ち込めば、高コストの先進国よりもはるかに安く同じものが作れるようになる。

そうなった時に先進国の豊かさは失われてしまうかも知れない。少なくとも先進国のestablishmentと言われる上流階級がその豊かさを失わないようにするにはどうすればよいかを彼等は考えた。「自分達が所有し、管理し、支配できる富の源泉とは何か？彼等が持っていないくて、我々だけが持っているものは何か？」それは、知の力である。頭の生み出すもので価値があるものである。頭が生み出す様々な価値があるものを今までよりも広く、強い私有財産にしなければならない。それを彼等は知的財産と呼び始めた。知的財産の価値を高め、知的財産を持たない人々にその保護を要求することが彼等の戦略となった。それがプロパテントの潮流である。

私はWTOの設置が話題になり始めた時に何故、WTOが必要なのか理解できなかった。世界の貿易ルールとその管理機構は第2次世界大戦終了後まもなくもう世界を巻き込んだ悲惨な戦争が二度と起こらないように開放貿易推進を標榜したIMF+GATT+世界銀行体制がアメリカ、ニューハンプシャー州ブレトン・ウッズで合意され、今でも存在し、機能している。ある時、新聞でそのブレトン・ウッズ体制とWTOの差を初めて知った。ブレトン・ウッズ体制には存在しない形のないモノの貿易ルールを加えるためにWTOを作ることになったと新聞は報じていた。形のないモノとは、金融、サービスそして知的財産だった。

ソ連崩壊によるグローバル市場競争時代への突入、有体物社会から知識社会への転換のシンボリックな存在が1995年のWTOの誕生である。

第5章「私の個人的な夢の提案」

馬鹿特許という進歩性に乏しい特許が群発すれば特許制度への信頼を失う。プロパテント政策は、馬鹿特許現象の増幅をもたらした。

しかし、今まで詳述した経済競争のメカニズムが必然的に馬鹿特許を生み出す以上、馬鹿特許を解消する事は簡単ではない。

そこで全人類にとって避けて通れない人類問題の解決に貢献すると思われる発明については、特許庁が人類問題解決発明を認定した上で、特許権に与えられる侵害行為に対する差止請求権と損害賠償請求権を分離して、高い進歩性の発明についてのみ、差止請求権を認める新しい制度を提案するものである。人類問題解決発明については、現在の特許査定率を格段に下げ、現在の特許付与率の1/100とするものである。

東洋の共同体文化に属するわが国から人類問題の解決に貢献する新しい特許制度を世界に提唱する事は世界一を目指す日本特許庁にとって意義のある事ではないだろうか？

人類問題の解決に資する発明こそ、差止請求権を与えず、損害賠償請求権のみに留めるべきだとか、思い切って特許の対象から外し、国家や国際機関による報償制度を新設して顕彰すべきであるという意見もありうる。

しかし、権力によって生まれる知はアダム・スミスの発見した個人の経済的欲望と市場の力の生む知の力には及ばない。差止請求権という特許制度の最も本質的な存在意義を動機として市場の力を利用する事をしないで人類問題の解決はあり得ない。

最後にもうひとつ日本特許庁に創設して欲しい制度を提案したい。大学の高い知の特許化を促進する方法である。昨年度、特許庁は、いわゆる仮出願制度を現行法のもとで容認する施策を公表した。私は良い事だと評価する。人類にとって人類問題の解決のためには従来の特許制度だけでは十分に特許保護を与えられない。最先端科学にもとづく技術思想を市場での利潤追求に結びつける制度が求められる。しかし学者は、特許法の求める実施例や比較例、発明が解決した課題や従来技術の詳細な説明、米国における reduction to practice に関心を持たない。

学会発表にはチャンピオン・データで十分であり、conception だけに注力する。従って、たとえ、仮出願が許容されたとしても実施例が乏しく、従来技術や公知文献との差異の説明も乏しい場合に、画期的な新しい技術的思想自体が特許審査で広い請求範囲を認められる事は困難である。

私は、大学の最先端の学問の成果である新しい技術的思想にはそのコンセプト自体を広い請求範囲として特許化し、その替り、差止請求権は認めない損害賠償請求権だけとする事もあり得る、という柔軟な制度を創設すべきであると考える。

西欧文明が生んだ個人の知を社会の力に転換するという素晴らしい制度である特許制度も貢献して人類がかつて考えられないような文明の発展を遂げた。しかし、その結果生じた人類共有の問題を日本の特許庁が東洋の調和、自然を尊ぶ思想を基盤として、世界の人々が賞賛するような特許制度に進化させるために頑張ってもらいたいと思う。

人類問題に直面する人類の次の世代のために。

profile

宗定 勇 (そうじょう いさむ)

昭和41年3月 京都大学法学部卒業
 昭和41年4月 三菱化成工業(株)(現三菱化学(株))入社
 昭和41年6月 同社特許部配属
 平成8年12月 同社知的財産部長
 平成14年6月 同社執行役員
 平成15年3月 同社退職
 平成15年4月 日本知的財産協会専務理事
 平成17年4月 東京理科大学専門職大学院総合科学技術経営研究科知的財産戦略専攻 客員教授
 平成21年3月 日本知的財産協会退職
 平成21年4月 京都大学産官学連携本部 特任教授
 平成23年1月 王子製紙(株) 研究開発本部顧問
 平成23年4月 東京医科歯科大学産学推進本部 客員教授